

平成18年9月13日（水）

（午前11時10分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番21、22番 阪本君。

〔22番（阪本久代君）登壇〕

○22番（阪本久代君）通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は4項目について行います。

まず最初に、介護保険についてです。介護保険法が4月から改定され、要介護度が低いと決めつけられた高齢者は、介護保険で利用してきた介護ベッド、車いす、ヘルパーやデイサービスなどを取り上げられています。昨年10月から、介護施設の居住費・食費が全額自己負担となったため、負担増に耐えられず退所を余儀なくされたり、ショートステイ、デイサービスを断念した高齢者も少なくありません。政府・与党が宣伝した介護予防や自立支援とは全く逆のことが起きています。今回の改悪は今まで以上の負担増に加えて、介護の社会化という最大の看板まで投げ捨てて、要介護度が低いとされた高齢者をサービスから門前払いするものです。

公的な介護制度でありながら、低所得者、軽度者など、多くの高齢者の利用を排除する。保険料だけ取り立てて介護は受けさせない制度へと、介護保険は重大な変質を始めています。

その責任は、政府と自民・公明両党がごり押しし、民主党も賛成して成立した介護保険法の改悪、そして、構造改革の名による痛みの押しつけにあることは言うまでもありません。同時に、自治体でも国言いなりに、高齢者から公的な介護を取り上げてしまうのか、

自治体としてできる限りの努力をするのかが問われています。

今回、以上の観点から、介護ベッド、介護タクシー、介護保険料の減免制度について質問を行います。

①介護の現場から、介護ベッドが取り上げられる、介護タクシーが使えないという声が上がっています。要介護1以下の高齢者は、4月から原則として介護ベッドの貸与が受けられなくなり、従来の利用者への経過措置も9月末が限度とされています。

また、介護タクシーは要介護1以上でないと利用できなくなります。要介護1であった人が、4月以降の認定で要支援1や2になれば、介護タクシーが利用できません。一律にサービスを取り上げるのではなく、市独自の施策によって、要介護度だけではなく、おのおの事情を考慮することを求めます。

②4月から、介護保険料は大幅に引き上げられました。基準額で比べてみますと、県下で橋本市は5番目に高い保険料となっています。しかし、ほとんどの人が年金から容赦なく天引きされています。以前から介護保険料の減免制度の充実を求めてきました。平成18年3月議会で、介護保険料の減免基準について、「減免制度の手直しが必要になる。減免要件を十分検討し、減免制度の趣旨を体現できるようなものにしたい」との答弁だったにもかかわらず、従来どおりの減免基準となったのはどうしてですか。再度見直しを求めます。

2番目の、高齢者の暮らしを守る取り組みを、に移ります。

小泉内閣は2001年4月に発足しましたが、5回にわたる予算編成で、高齢化によって増加する社会保障関係費の自然増部分を毎年圧

縮してきました。2002年10月から、医療費において高齢者の1割負担を実施したのははじめ、生活保護費の老齢加算削減、所得税の公的年金控除縮小、高齢者控除廃止、住民税の公的年金控除縮小、高齢者控除廃止、高齢者の非課税限度額廃止、介護保険法改悪、障害者自立支援法成立と、連続して社会保障の改悪をしてきました。5年間の社会保障改悪による歳出削減は、1兆6,000億円に達しています。

こういう中で、高齢者の税負担が増加し、暮らしを圧迫しています。暮らしを守る手段の一つとして、税の減額、医療費控除や障害者控除があります。障害者手帳を持っていなくても、常時寝たきりで介護を要する場合や、障害者に準ずるものとして、市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。要介護認定には障害の程度の判定も含まれているため、要介護認定を受けている人は、障害者に準ずる認定を受けられる可能性があること知り、橋本市ではどうなっているのか問い合わせたところ、そういう制度はないということ、障害者手帳を取得するよう勧めているということがわかりました。

和歌山市では、「障害者控除や特別障害者控除の認定について」という記事を毎年、市の広報の12月号に載せています。そして、障害者控除対象者認定申請書があります。橋本市でも介護保険の要介護認定を受けている人を、障害者に準ずると認定する仕組みをつくることはできませんか。

3番目に移ります。可燃ごみ用の袋の改善を。

この可燃ごみの袋につきましては、きのうの2番議員、そしてまた、きょうの31番議員の質問と重なるところがありますが、よろしく願いいたします。

私がこの質問をしようと思ったのは、合併前に市民から相談を受けたのがきっかけです。相談というのは、可燃ごみ用の袋がかたくて縛りにくい。ガムテープでとめると運びにくい。きんちゃく型だと力を入れなくても縛りやすいのではないか、というものでした。その方は、病気で指先に力が入らないということでした。そこで、クリーンセンターに問い合わせますと、「かたいという苦情は何件か来ています。合併後の袋で改善します」ということでした。期待をしていたのですが、色は変わりましたが、かたさはあまり変わりませんでした。もっと使いやすいものに改善できないのか質問をします。

①そもそも、現在の形、材質、色を採用した理由について尋ねます。

②例えば、きんちゃく型とかスーパーの袋型にすれば、今の形より使いやすくなると思いますが、どうですか。

4番目の、菜の花プロジェクトについて質問を行います。

6月議会で菜の花でまちおこしを提案しました。市議会だよりを読んだ人から「いい提案だ。言いつ放しにしないでよ」「NPOでしたほうがいい」「畑貸すよ」など、いろいろな声が寄せられました。また、市長への手紙にも意見が寄せられたそうです。

私は、今、橋本市にあるもので特色あるまちづくりができないかと、休耕地を使って菜の花を咲かせ、菜種油をとり、料理に使った廃食油でディーゼルエンジン用燃料をつくってディーゼル車を走らせる、この菜の花プロジェクトを提案しました。和歌山県下でも、旧熊野川町でNPOを結成して、菜種油づくりをしているところがありました。

橋本市でも、菜の花を咲かせることから始め、徐々にディーゼルエンジン用燃料づくりまで進めていくことができると考えていま

す。私自身、当面は生ごみの堆肥化と花いっぱい運動に協力しようと思い、生ごみを電気乾燥させる生ごみ処理機を購入し、今、ごみの減量と土づくりに取り組んでいます。6月議会で市長は、「秋はコスモス、春は菜の花」とおっしゃいました。進捗状況はどうなっていますか。

以上です。

○議長（上田順康君）22番 阪本君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）阪本議員のご質問にお答えいたします。

さきの6月市議会で、菜の花でまちおこしをご提案いただきましたが、その後の進捗状況についてお答えをいたします。

本市におきましては、平成17年度より市独自の取り組みとして、花と緑のリサイクル事業を展開し、循環型社会の実現に向け、家庭から出る生ごみから堆肥をつくり、花や野菜の栽培に利用していくためのシステムづくりに、橋本市衛生自治会の多くの皆様のご協力を得ながら取り組んでおるところでございます。この生ごみ堆肥は、庭や畑で花や野菜の肥料として使える一方、ごみの減量化によるごみ処理経費の削減、さらには地球温暖化の防止にもつながってまいります。

議員ご提案の菜の花プロジェクトについては、さきの6月市議会においてお答えしましたとおり、アブラナを栽培し、収穫した菜種から菜種油を採取し、また、廃食油から軽油の代替燃料への加工を行うということは、費用対効果を十分検討する必要がございます。現時点での実施は非常に困難であると思われまますが、資源循環型という趣旨につきましては、現在、本市が推進しております花と緑のリサイクル事業と共通する部分も多くござい

ます。

議員にもご参加いただきましたが、今年の7月には市職員のボランティアを募り、小峰台地内の初芝橋本高校南側の空き地と、消防署建設予定地の2カ所、約4,000㎡ほどであると思いますが、コスモスの種をまき、現在、順調に生育をしておりますが、秋には色とりどりのコスモスの花が咲き乱れることと思います。今後は、10月に橋本市民病院前の空き地と高野口町向島の水道用地に、コスモスの栽培と同様に、生ごみ堆肥を利用し、景観用の菜の花の種を試験的にまく計画を進めているところでございます。

このようにして、春には菜の花、秋にはコスモスを咲かせ、本市に住んでいる皆さんや本市を訪れる多くの皆さんの心がいやされるように、花いっぱいのまちづくりをめざして、本当に住んでよかった、あるいは住みたくなる橋本市を、市民の皆さんとともにつくってまいりたいと考えております。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えいたします。

○議長（上田順康君）市民部長。

〔市民部長（宮岡清文君）登壇〕

○市民部長（宮岡清文君）阪本議員のご質問にお答えいたします。

可燃ごみの指定袋につきましては、昭和62年4月より、旧橋本市において当時の他市町村に多く使われていた形、色で、環境保全委員会との調整等を経て、現在まで概ね引き続いております。また、現在のごみ袋の形、材質は、旧橋本市採用時より特別な問題がなかったことや、合併協議会等による調整により採用しております。また、色につきましては、旧高野口町のプラスチック袋が白色であったため、それと区別するため黄色としております。なお、現在の材質としましては、高密度ポリエチレン95%、炭酸カルシウム5%であ

ります。

使いやすいごみ袋とのご質問ですが、現在のごみ袋の形にしておりますのは、製造コストの面の問題もあり、他市町村に多く使われている形にしております。材質につきましては、他市町村の例も参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）まず、介護保険についてお答えいたします。

このたびの介護保険制度の改正により、福祉用具の貸与につきましては、軽度の方の利用が一定の制限を受けることになりました。その中でも、介護ベッドの貸与については、訪問調査票の一部に該当がない場合は、原則利用ができなくなりました。この制度改正は、今まで不必要な利用であったという視点からなされたもので、介護保険の対象となる特殊寝台は電動ベッドであり、頭、足等を持ち上げることができ、その有用性ゆえ高価なものであり、貸与費用も重ねますと相当高額になります。高額介護保険料をいただいております折、介護給付費の適正化対策として必要な施策と考えております。

先日も、国からこの制度改正の経過措置が終了するにあたり、適切に対応するようとの指導がありました。その中で、介護保険の対象外となった方についても、機械的にサービス提供を打ち切るのではなく、自費利用の意思を確認することや、介護利用と自費利用についての価格差について、サービス内容等によって差異が生じることについて、柔軟に対応するとの見解です。

また、介護タクシーについては、もともと要介護1より軽度の方は利用できませんでした。今回の改正で、もともと介護度1であっ

た方が、更新認定時、一部要支援2となり、利用が制限されることとなります。ただし、要支援者は介護タクシーは利用できないものの、通院・外出介助が必要な方は、身体介助が利用できるとされております。

以上の介護保険の利用につきましては、このような見解等を踏まえ、適切に対処していきたいと考えております。市独自施策につきましては、財源等の問題があり、困難でありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、介護保険料の減免規定につきましてお答えいたします。

今回の制度改正により、保険料段階が5段階から6段階になりました。旧の第2段階が新の第2段階及び第3段階に細分化され、収入の少ない方に対しましては、法的な配慮がなされることとなりました。また、第1段階の保険料と第2段階の保険料が同額とされました。これらのことは、減免の趣旨が一部法の中に体现されたと考えております。

その改正に伴いまして、対象段階を旧第1段階及び第2段階から、新第1段階から第3段階といたしました。減免の要件につきましては、特に預貯金等の金額について、現状のままどめるのか、若干緩和するののかについて十分検討を行いました。その中で、県下他市の減免制度との比較も行いました。今までこの制度の啓発が不十分であったこともあり、まず、制度の周知徹底を行い、現状の認定者数を把握したいと考えました。9月現在で申し上げますと、減免認定者は6名であり、既に平成17年度の認定者4名を上回っております。9月広報にも掲載しており、さらに啓発に努めてまいります。ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、障害者控除につきましては、地方税施行令第7条第7号に、「精神又は身体に障害

のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長の認定」がある場合は、障害者控除の対象になると規定されておりますが、その障害者に準ずる基準を、何をもって判断するかが重要となってきます。

介護保険法の要介護認定は、日常生活においてどのくらいの介護を要するかという判断を基準としており、身体障害者福祉法における障害認定は、永続する身体の機能障害程度に基づいているものであります。この障害者に準ずる者として障害者控除を行っている自治体の基準も統一されたものではなく、県下8市と五條市、河内長野市において調査しましたところ、和歌山市、海南市、有田市、田辺市が独自の基準を設けて実施しておりますが、紀の川市、岩出市、御坊市、新宮市、五條市、河内長野市では実施いたしておりません。

今後、市税・国税の収入にも関係することからも、実施の有無について、関係課及び税務署とも協議してまいりたいと存じますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○議長（上田順康君）22番 阪本君、再質問ありますか。

22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）まず、介護保険の①から再質問をしていきます。

今の答弁ですと、今まで介護ベッドを利用して人が、まるで不正に利用していたかのような答弁に聞こえたんですけども、そこをまず改めていただきたいのが一つと、今度、国のほうが基準を変えてきたわけですけども、実際に利用されている方にとりましては、まあ言えば、この電動の介護ベッドを使うことによって、今の生活を維持していけるということで、申請もし、利用もされていると考えます。そういう中で、国のほうから

も機械的に打ち切るものではないというふうに通達も来ているそうですが、何といいますか、できるだけ、本当に、介護の認定というのはかなり、今度要支援1から要介護度5までの6段階が7段階に移ったことによって、新しい認定では、同じ状態であっても軽い認定に移っていくという傾向もあるというふう聞いています。

そういう中で、本当に今の介護の利用の仕方です。今の現状が維持できる、本当に維持できるのかということでは、個々いろいろな場合があると思うんです。そういう中で、先ほどもしも言いましたけれども、国がいくら制度を変えたとしても、その中で自治体として、その市民の方の視点に立って何ができるのか、どこまで、いろいろな条件はありますけれども、何ができるのかということが一番大事だと思うんです。一人ひとりの、何ていうか、もっと一人ひとり細かく検討を加えていただけたらなというのが一つです。

財政難の折、市独自の施策はできないということではありますけれども、そういう中でも、本当に最低限何ができるのかという方向で、お金がないからできないんだとすぐ切り捨てるのではなくて、今の状態の中で、市民にとって何ができるのかというふうな発想を変えていただきたいと思うんですけども、それが介護ベッドのことと、また、介護タクシーについてもなんです。

橋本市は地理的な条件として、いくら要介護度が軽くても、公的な交通機関を使いにくい、利用しにくい地域だとか、いろいろありますので、そういう個々の条件も考慮した上で、本当に介護タクシーがいいのか、身体介護がいいのかということも含めて、細かく検討をしていただけたらと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどの答弁で、今まで不必要な利用があったという視点から改正されたということを申しあげましたけれども、これにつきましては、平成16年6月に、福祉用具の選定の判断基準が厚生労働省から示されました。給付費の適正化ということが主眼なんですけれども、その中では、寝返り、起き上がり、立ち上がりが、つかまらないうでできる場合の利用は想定しにくい。これらが適正かどうかという観点から改正されたもので、物につかまっても一人で起きることができる方については、電動ベッドが不必要である、そういう解釈がなされております。

それと、今回、制度改正で利用できなくなった方、ちょっと数字で申しますと、この3月利用での実績を見てみましたら、要支援で21名、要介護1で140名の方が利用になっておりましたけれども、3月末時点での要支援者は105名、要介護1は1,265名になっておりますので、要介護1の1割の方が利用になっていた、そういうことです。

非常に不自由を感じておるとい苦情等が、市のほうにも届いております。そのところは十分できるわけなんですけれども、ごく最近の新しい情報としまして、国から、国の基準以外に例外的に電動ベッドが必要な事例を市町村が把握しているのなら、国に報告するようとの照会も届いております。全国的に、制度改正によって電動ベッドが利用できなくなるという方の不平不満がかなり国のほうにも届いているのかなとは理解しております。市のほうにつきましても、個々の状態把握を通じまして、電動ベッドを利用できなくなった方につきましても、自己負担という形では利用できるんですけれども、いきなり1割負担から10割負担へ戻すというような形ではなくて、介護サービスを提供する事業者である

ならば、料金について、自己負担額についても軽減できるように、そういうことでも国の指導文書も出ておりますので、そういうことも踏まえて、ちょっと経過を見守ると同時に、指導もしていきたい、そう考えております。

それと、タクシーのことなんですけれども、タクシーについても、200人程度の方が要介護1から要支援2へ変更になっております。これらの方については、介護タクシーの利用ができなくなったわけなんですけれども、これについても住民の方から苦情があるということも、十分市のほう、受けとめているところでございますけれども、これにかわるサービスとしまして、外出支援サービスもあります。これは、要支援2とか要介護1、ちょっと具体的な内容、即答できませんけれども、外出支援サービスというような、かわるサービスが一応整備されております。

それと、民間の介護タクシーの事業所でも、一部介護保険制度とは別に、介護保険料の1割程度で利用できる業者もできつつあります。これらについても、市のほうで案内するというよりも、相談があれば外出支援サービスなり、民間の介護タクシーに道路運送法の認可を受けた介護タクシー、介護保険制度を利用しない介護タクシーなんですけれども、そういう事業所につきましても、一応案内はさせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）わかりました。何せ、くれぐれも機械的にならないように、一人ひとりに合わせた対応をお願いします。

2番目の介護保険料の減免基準なんですけれども、5段階が6段階に変わったので、第1段階、第2段階が対象だったのが第1、2、3に広がったということなんですけれども、そもそも、この第2段階にしても、収入額80

万円以下の方が第2段階になっているわけです。今度の減免制度というのは、金額は変わらないんですけども、月4万円の収入以下ということで、年にすると48万円以下の方がこの減額の対象になるわけです。

和歌山県下でも、この48万円以下というところはたくさんあるんですけども、そもそも、この4万円というのがどこから来ているのかということと、岩出市だとかかつらぎ町では、4万円ではなくて生活保護法の規定による最低生活基準以下の所得というふうになっているところもあります。これでは、だいたい7万円弱ぐらいではないかなというふうに思うんですけども、まあ言うたら、生活保護を受けている方は介護の扶助が受けられる。でも、生活保護の基準にいかない収入の方は、減額の対象にならないという、この辺の矛盾を感じるんですけども、その2点について説明をお願いいたします。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）4万円の基準につきましては、ちょっとわかりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

橋本市の基準は、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、預貯金1人当たり48万円以下です。減免額につきましては、第1段階、第2段階の方は4分の1を減免、第3段階については第2段階へ減額すると、ということで今回設定させていただいております。今回の制度改正で、保険料段階が細分化され、第1段階と第2段階の保険料が同額になっております。第1段階の方はほとんど生活保護の受給者でありますので、その方の実質的な保険料の負担はありませんので、一番配慮が必要な第2段階の方ですけども、前期と比べましては、保険料額は実質下がっております。

先ほどもご答弁させていただきましたけれ

ども、今回の減免要綱の改定は、結果として見送る形になりましたけれども、検討は十分させていただきました。県下の7市の状況ですとか、近隣の市の状況を見比べ、利用状況につきましても検討させていただきましたけれども、決して橋本市は減免基準がかなりきつく、高く設定しているわけではなしに、ちょうど県下7市の中でも中位ぐらい、中位のちょっと上ぐらいかなと思っております。

それと、先ほどの答弁でも紹介させていただきましたけれども、本年に入りましてから、減額の認定者も、去年は4名に終わったんですけども、今年は6名と、現在では増えております。去年の4名につきましても、非常に申請者が少ないという認識を持っておったんですけども、その原因につきましても、十分課内で話し合ったんですけども、やっぱりPRが全然少なかったと、そういう反省を持っております。本年度、積極的にPRをします。広報紙、もう既に9月号に掲載しますけれども、今年から各地区で介護予防教室も積極的に展開しているんですけども、減免制度がありますよというような案内も、その場でかけていきたいなと思っております。

そういうようなPRを十分した上で、いっぺん本年度の実績を見させていただきまして、利用状況、そして減免に来られた方の声もつぶさに聞かせていただきまして、さらに引き続いて検討すると、そういう形にさせていただきたい、そう思っております。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）実際問題として、生活保護を受けられている方と比べてみれば、この貯金の要綱は緩いのではないかなとは思っています。でも、実際問題として、月4万円の収入で、まあ言うたら、生活ができるのかということになると思うんです。そういうぎりぎりの方から、普通徴収なり特別徴収、年金

からの天引きもされているわけなんですけれども、そのことと4万円の基準、この生活保護の基準との違い。生活保護の基準までだったら生活が十分かといったら、決して足りないのではないかなと思いますが、少なくともやはり、他市を見て横並びで4万円という理由付けというのは、どうも納得できないものがあるんですけれども、生活保護の最低基準、そこまで引き上げることはできないでしょうか。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）4万円につきましては、よその、他市の例ばかり引き出して申しわけないんですけども、和歌山市なんかも4万円×世帯人数×12カ月で計算しております。うちと同じようなことなんですけれども。

先ほど答えることができなかつたんですけれども、4万円の根拠につきましては、老人福祉年金の1カ月の金額を採用しています。

そういうことで、これより下位になりましたら生活保護世帯になりますので、ちょうど一番救済しなければいけない段階なのかなという認識で対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）これ以上の答弁はないと思うので、もうここでやめますけれども、引き続き要望は出していきたいというふうに思います。

続きまして、障害者控除の問題なんですけれども、先ほども言いましたけども、いろいろと高齢者に対して攻撃というか、暮らしを圧迫する状況の中で、今できる、今何とか、例えば住民税で言えば4,000円だった人が3万2,000円までと、8倍だとか、また10倍、11倍とかになったという方の話を聞くんですけども、その分が、結局、税金を納めること

によって、生活に回すお金が減ってきているわけです。その中で、何とか今までの生活をしていこうと考えたときに、今ある制度の中で税の減額なり、いろいろな方法がとれないかというときに、まあ言うたら、この障害者控除というものがあるというか、今できたものじゃなくて、もっと前からあるものですよ。それを使えるようにということで質問しているわけなんですけれども、既に地方税法とか所得税法とかの中でもある規定であるにもかかわらず、なおかつ平成14年に上久保議員も質問されているんですよ、このことは。そのときに、「検討します」という答弁を、その当時の福祉部長がされているんです。

それで、これ、ずっと調べていった中で、いろいろなところでこの制度を使って、和歌山市も先ほど紹介しましたけども、もう既にそういう申請の用紙とか方法とかありまして、毎年12月の広報でこういう制度がありますというお知らせもしている。けども、橋本市ではそういうことが一切ないと。まあ言うたら、どういう立場に立った市政を行われているのかということが問われてくるんじゃないかなというふうに思うんです。

要介護認定の場合、要介護認定を受けている人すべてが、この障害者控除に当てはまるというわけではないとは思うんです。ただ、要介護認定の場合には医師の診断書をつけてありますので、その中から読み取ることができるといえるか、その医師の診断書を使って、この障害の程度を審査できるということで、ほかのところでは対象の中に入れていないんです。

インターネットで調べてみたら、幾つかぼっぼっと出てきたんです。それをちょっと紹介しますと、宝塚市では、介護保険制度で要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者には、介護認定の審査判定資料を確認し、基準によ



り、所得税の確定申告や市・県民税の申告で障害者控除を受けるための証明書類を交付します。1番目として、要介護1から3の人は障害者として控除対象者認定書を交付します。2番目として、要介護4、5の人は特別障害者として控除対象者認定書を交付します、というふうに宝塚市では規定されています。

また、宮城県の多賀城市というところも、かなり細かく、障害者控除の対象となる方ということで、要介護1、2の人は障害者控除、要介護3、4、5の方は特別障害者控除という形で、既にいろいろされているところがあります。

まあ言うたら、常時寝たきりの方も、この障害者控除の対象になるんですけども、橋本市の場合を聞いたら、申告の相談のときに、おむつの医療控除で受けられている方は医師の診断書が要るということで、そのある人に障害者控除も受けられますよという、そういうアドバイスといいますか、それはしているということなんですけど、もっと税金を軽くした分は、介護を受けている方而言えば、その分また介護保険を利用して、いろいろな介護を受けることにつながったりとかするわけですし、ほかのところと相談することなく、内部だけで判断できることではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上田順康君）この際、22番 阪本君の再質問に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時1分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

22番 阪本君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）障害者控除対象者認定のことにつきましては、平成14年9月9日、上久保議員の一般質問に対して、「国税当局、県並びに議員のご提言の他市の状況を十分に研究してまいります」と答弁させていただいております。

その後、市といたしまして、既に対象者認定を行っている自治体の認定基準等を研究する中で、要介護認定と障害者認定の関係を整理することが大変難しく、明確に整理することには至りませんでした。つまり、介護保険法による要介護認定は、障害や機能状況を直接判断するものではなく、どのくらいの介護サービスを提供するかを判断するために、介護の手間のかかり具合を判定するのに対して、身体障害者福祉法の障害者認定、これは障害者手帳を取得するためのものでございますけれども、永続する機能障害の程度と、機能障害による日常生活活動の障害の度合いを直接判定することになっており、判定の見方が違っております。このため、既に障害者認定証を交付している自治体の判断基準もまちまちであります。

これらのことから、本市といたしましては、障害者控除ではなく、各種福祉サービスも受けられる障害者手帳の取得を勧めていこうということになりまして、現在に至っております。

このたび、改めて県下の状況や周辺都市の状況を調べてみますと、障害者控除の認定を行う自治体が増えていることもわかりました。このことにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおりですけれども、そういう事情もありまして、改めて関係課や所得税、国税を扱います税務署とも協議を進めてまいりたい、そう考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

それと、先ほどの介護保険の減免基準4万円のところで、私、老人福祉年金と申しましたけれども、老齢福祉年金の間違いですので、あわせて訂正させていただきます。

よろしくをお願いします。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）繰り返しになるので、もう言いませんけども、何ていうか、障害者手帳をもらうように今まで勧めてきたということで、申請の書類というか、そういう仕組みもなかったというところ辺を、ぜひ早急に改善していただけたらなというふうに要望いたします。

次に、ごみ袋に移ります。昨日、今日との話の中で、環境保全委員会との話し合いの中で、今の材質、5%の炭酸カルシウムを含むというのが変えられないということがわかったんですけども、きのうのお話にもありましたけども、これによって材質がかたくなる、縛りにくい、また、破れやすいということが起こってきていると思うんです。ただ、これは変えられない、とりあえず今のところは変えられないということなんですけれども、一つには、何ていうか、普通の人だったら縛れるけども、片麻痺の人であるとか、いろいろな病気で指先に力が入らない方とか、骨折されている方とかにとっては、本当に使いにくい袋になっています。

それとあと、コストのことも先ほど言われたんですが、全部が全部変えるのではなくても、そういう今の形だと使いにくい人用に、使いやすい、多少コスト的にはかかったとしても、そういう2種類の袋をつくっていくという考え方ができないかどうかということをお尋ねします。

それと、ちょっとごみ袋を紹介します。旧高野口町の袋なんですけども、これは、まちがついているので、それで使いやすいんです。

橋本は、今の袋、真っすぐの形になっている。やわらかいのでくくりやすいし、使いやすい。もう一つ、相談を受けた方が見つけてこられたんですけど、実際に45ℓのペール袋で、こういうきんちゃく型のものが市販で売られているんです。これでいくと、こう簡単に縛れるので、まあ言うたら、手提げの、力の入らない方にとってはすごく使いやすいもので既にあるんです。これがスーパーですけども、10袋入り138円で売られています。材質は、表示にはポリエチレンというふうに書いてあって、燃やしても有毒ガスは発生しませんというふうに書いてあります。きんちゃく型というのは、実際にもうつくられていますので、これも検討に加えていただけたらというふうに思います。二通りのものができないか、そういう考え方ができないのかということで、答弁をお願いいたします。

○議長（上田順康君） 市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）私も、これ、5月頃ですか、たしか議員が、クリーンセンターのほうへごみ袋の照会に来たということで聞いております。

ただ、確かに2種類つくってはと、こういうことをございますけれども、ごみ袋につきましては、この議会で多くの質問がありましたように、いろんな意見がございます。確かに、病気等で料金が高くても使用しやすいものを希望するという方も当然おると思います。また一方、価格の安いもの、それから袋の色、大きさ等、またデザインを求める人もおると思います。ただ、議員おただしのことは、大変よく理解はできますけれども、とりあえずは、今のところは現在の形の中で、より使いやすい材質等を検討していきたいと、このように思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）検討はしていただける  
とは思いますが、まあ言うたら、広域  
の焼却施設になるまでは、ちょっとまだ数年  
間がありますので、できるだけ早く改善のほ  
うをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（上田順康君）これをもって、22番 阪  
本君の一般質問は終わりました。